

## 研究紀要「アジア太平洋研究」投稿論文要領

2008年3月1日 制定

2021年4月23日 最新改正

### 1. 目的

この要領は、成蹊大学アジア太平洋研究センター研究紀要規程に基づき、成蹊大学アジア太平洋研究センター(以下「センター」という。)が発行する研究紀要「アジア太平洋研究」(以下「紀要」という。)に掲載する査読付投稿論文の取扱等に関し必要な事項を定める。

### 2. 対象論文

投稿論文は、文系・理系を問わず日本、アジア、ならびに環太平洋に関連する分野の研究論文及び調査報告等、センターの研究理念、目的にふさわしい論文で、未公開のもの、公刊予定のないものに限る。

なお、紀要に投稿された論文は、並行して他媒体へ投稿することはできない。ただし、審査後不採用となった投稿論文は、正式な通知の時点から他媒体への投稿・公刊は可能とする。

### 3. 投稿資格者

論文等の執筆責任者(あるいは投稿責任者)は、原則として、国内外の大学ならびに民間研究所の研究者、本務所属のないポスト・ドクター、大学院博士後期課程の在籍者(成蹊大学に限らない。研究生を含む。)、その他センター所長が特に認める者で、センターと研究理念、目的を同じくする者とする。なお、共著者についてはその限りではない。

### 4. 投稿件数

論文の投稿数は1号に対し原則として1人1件とする。

### 5. 投稿の受付期間と論文提出の締切日

投稿は随時受け付けるものとする。ただし、掲載号を決定するため、論文提出の締切日を原則として発行年度前年の1月末とする。ただし、提出締切日後に投稿された場合においても、投稿者の承諾を得た上で、翌年度号への投稿として受け付ける。また、査読審査により再提出が必要になった場合においても同様とする。

### 6. 論文の採否

論文の最終的な採否は、査読者の判定を元に編集委員会が決定する。

### 7. 査読

投稿論文は、編集委員会の一次審査の後、2名以上の査読者により判定される。

査読者は、学内外における当該論文内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱され

る。査読方法並びにその取り扱いについては別に定める。

## 8. 執筆要領

執筆要領は別に定める。

## 9. 論文掲載証明書

紀要に掲載されたあるいは掲載予定の論文に対しては、本人の求めに応じて「論文掲載証明書」を発行する。証明書には査読が行われた論文であるか否かを明示することとする。

## 10. 紀要と別刷りの提供

掲載が認められた論文等の執筆者には、当該論文掲載紀要 10 部及び当該論文の別刷り 30 部を提供する。なお、これを越える部数については執筆者の負担とする。

## 11. 著作権

掲載された論文等の著作権は、原則としてセンターに帰属する。執筆者が掲載論文の一部あるいは全文の転用等を希望する場合は、あらかじめセンターの許諾を必要とする。

## 12. 掲載論文等の公開

掲載された論文等は、電子化の上、本学又は本学が委託する機関等において公開する。ただし、公開に当たり支障がある場合で、編集委員会が認めたときは、この限りではない。

## 13. 規則の改廃

この要領の改廃については、編集委員会の議を経た上で、センター所長が行う。

### 附 則(2008 年 3 月 1 日制定)

この要領は、2008 年 3 月 1 日から施行する。

### 附 則(2011 年 1 月 25 日一部改正)

この要領は、2011 年度発行の「アジア太平洋研究第 36 号」掲載論文より適用する。

### 附 則(2013 年 1 月 25 日一部改正)

この要領は、2013 年度発行の「アジア太平洋研究第 38 号」掲載論文より適用する。

### 附 則(2017 年 5 月 10 日一部改正)

この要領は、2017 年度発行の「アジア太平洋研究第 42 号」掲載論文より適用する。

### 附 則(2021 年 4 月 23 日一部改正)

この要領は、2021 年度発行の「アジア太平洋研究第 46 号」掲載論文より適用する。